

随意契約理由書

件名	なつめ橋外耐震補強設計委託
契約の相手方	サンコーコンサルタント株式会社 大阪支店
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 6 号
随意契約理由	<p>本委託は、令和 3 年度に実施した「なつめ橋外改修設計委託」と、令和 4 年度に実施した「なつめ橋調査工事（橋脚基礎）」の結果を反映して、なつめ橋北側の斜路橋中間橋脚の耐震補強方法を検討するものです。</p> <p>令和 3 年度の委託においては、既存資料を基に橋脚基礎形状を想定して補強の検討を行いました。大規模地震時に耐震性が確保できない結果となりました。</p> <p>このため、令和 4 年度に現地にて掘削調査を行い、橋脚基礎形状を詳細に把握した上で、再検討したところ、既存橋脚の補強により耐震性の確保が可能となったことから、これまでの成果物にもとづき詳細な検討を実施することとしました。</p> <p>本委託において、令和 3 年度の委託を受注したサンコーコンサルタント株式会社に本業務を履行させた場合、既に本橋に対する耐震設計の解析モデルを構築し、改修設計の基礎部分の省略が可能なることから、履行期間の短縮、経費節減が図られ、また設計経緯にも精通し、円滑な履行が確保できるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、随意契約を締結するものです。</p>
備考	

